

「検査キット」の取り扱いについて

1 いわゆる「検査キット」を使用した場合も補助対象となるのか

PCR検査等を実施するために検査機関から送付された検体採取用容器が「検査キット」と称されていることありますが、その容器を用いて検体を返送し、当該検査機関による検査を受ける場合は補助の対象となります。

また、新型コロナウイルスの抗原の検出を目的とし、厚生労働省から製造販売承認を得ている体外診断用医薬品(検査キット)により検査をする場合は補助の対象となります。

ドラッグストア、インターネット等を通じ、広告・販売されている「検査キット」も見受けられますが、厚生労働省から製造販売承認を得ていない製品は補助対象外です。ただし、令和3年8月5日以前に購入された厚生労働省から製造販売承認を得ていない体外診断用医薬品(検査キット)については、補助対象とします。令和3年8月5日以降に購入された厚生労働省から製造販売承認を得ていない体外診断用医薬品(検査キット)については補助対象外となります。

2 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)はどこで確認できるのか

厚生労働省のホームページに、新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

〔厚生労働省ホームページ〕

新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

《参考》〔消費者庁ホームページ〕

新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/023650/>

3 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)により検査を行う場合、補助事業の実績を報告する際に特に必要となる書類

補助事業の実績を報告いただく際に、検査の実施に要した費用を証する領収書等の写しなどのほか、厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の使用実績などを記載した書類を提出いただく予定ですので、別添様式を参考に使用実績などを記録しておいてください。